

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
農業分野のJ-クレジット創出推進支援事業実施要領

制 定 5環バ第478号  
令和6年4月1日  
改 正 ○環バ第○号  
令和○年○月○日  
大臣官房環境バイオマス政策課長通知

## 第1 通則

農業分野のJ-クレジット創出推進支援事業交付等要綱（令和6年4月1日付け5環バ第408号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表の農業分野のJ-クレジット創出推進支援事業は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

## 第2 事業実施主体

交付等要綱別表の事業実施主体の欄の農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）が別に定める者は、都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体及びこれらで構成されるコンソーシアム・協議会のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

## 第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付等要綱別表の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プロジェクト登録・クレジット認証支援型  
(補助対象経費)  
謝金、事務局員手当、調査員手当、アルバイト賃料、役務費、旅費、印刷費、通信・運搬費、借上費、会場借料、資料購入費、消耗品費、委託費（コンサルタント雇用費等）、備品費
- (2) 審査能力拡充支援型  
(補助対象経費)

謝金、役務費、旅費、印刷製本費、通信・運搬費、借上費、会場借料、資料購入費、消耗品費、委託費（コンサルタント雇用費等）、備品費

#### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和8年度とする。

#### 第5 支援の要件

本補助金の支援対象となる要件は次のとおりとする。

- (1) 第6に掲げる採択基準を満たしていること。
- (2) 本補助金の交付を受けるに当たり、事業実施主体は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、事業実施期間中、別添に定める法令を遵守し、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施すること。
- (3) 事業実施主体は、交付申請に先立ち、「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックし、当該チェックシートを交付申請時に別添により作成の上、農林水産大臣（以下「大臣」という。）に提出すること。
- (4) 事業実施主体は、補助事業完了後、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを実績報告時に別添により作成の上、大臣に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

#### 第6 採択基準

交付等要綱第4第2項の環境バイオマス政策課長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 プロジェクト登録・クレジット認証支援型

- (1) 事業実施計画（交付等要綱第7の別記様式第1号に記載の事業実施計画をいう。以下同じ。）が、事業の目的に照らし適切なものであり、本事業の実施期間において、Jークレジット制度におけるプロジェクトの登録申請又はクレジットの認証申請に至る見込みがあること。
- (2) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

##### 2 審査能力拡充支援型

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであるとともに、農業分野の方法論に基づくJークレジットの審査（妥当性確認及び検証）の実施に必要なIS014064-2:2019に対応するIS014065:2020認定や認定分野・カテゴリの拡充に至る見込みがあり、かつ、事業実施主体がJークレジット制度における審査機関として農業分野の方法論に係る審査

を実施する意向を有していること。

- (2) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

## 第7 事業実施手続

### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、交付等要綱第7の規定に基づき、交付等要綱別記様式第1号により事業実施計画を作成し、農林水産大臣（以下「大臣」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業実施計画の変更（交付等要綱別表の重要な変更の欄に掲げる変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付等要綱第13の別記様式第3号の変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

### 2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画書の（8）の備考欄に記載し、かつ資料を添付することにより大臣の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名  
(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

## 第8 事業の実績報告

事業実施主体は、交付等要綱第18の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施状況等に係る報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

## 第9 報告又は指導

環境バイオマス政策課長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		
組織名		
代表者氏名	↓該当する方に○	
住所	申請時 (します)	
連絡先	報告時 (しました)	

解説書

- 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧ください。
- ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適切な施肥、適切な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギーを消費しない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める。
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	

<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。→

「みどりチェック」チェックシート（食品関連事業者向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名	↓該当する方に○		
住所	申請時 (します)		
連絡先	報告時 (しました)		

解説書

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」（⑧は「と畜場である」）場合は□にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適切な施肥、適切な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧ ※と畜場でない場合（と畜場である□） 食品ロスの削減に努める
<input type="checkbox"/>	⑨ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑩ 資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	

<input type="checkbox"/>	⑪ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑫ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。→

遵守すべき法令

事業実施主体が遵守すべき法令は、以下のとおり。

「みどりチェック」チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名	↓該当する方に○		
住所	申請時 (します)		
連絡先	報告時 (しました)		

解説書

- 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧ください。



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪ 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減	

<input type="checkbox"/>	⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。→

「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名	↓該当する方に○		
住所	申請時 (します)		
連絡先	報告時 (しました)		

解説書

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥		
⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	
⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	

適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑪ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑭ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。→